



神奈川県

新型コロナウイルス感染症  
高齢者福祉施設における  
対応の手引き



# 目次

はじめに	1
感染を拡げない日ごろからのケア	2
日ごろからの備え	3
感染が疑われる者が発生した場合	4
感染が疑われる者が発生した場合の留意点	5
感染拡大を防止するために行うこと	6
個人防護具飛沫接触予防	7
感染者が発生した場合	8
入所者の健康管理	9
治療薬の検討～経口抗ウイルス薬,中和抗体療法～	11
経口薬又は中和抗体療薬投与に係る対応フロー	12
療養のおおまかな流れ	13
濃厚接触者の待機時間	14
県の支援策	15
保健所一覧	16
福祉施設従事者向けこころの電話相談	17

## 【別紙資料】

### (別紙1)

高齢者施設内で新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者・  
疑い患者が発生した際の「ゾーニング」の考え方

### (別紙2)

クラスター日次報告webフォーム入力マニュアル

# はじめに

## このしおりについて

本手引きについて、令和3年4月23日第1版を作成後、新型コロナウイルス感染症はウイルスの特性の変化、ワクチンや治療薬の開発等、様々な開発が進む中、高齢者施設への支援体制の強化について検討を進めてきました。

本県では、高齢者福祉施設に入所されている方が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、症状等に応じて入院となりますが、軽症・無症状の方は当該施設での療養継続を可能な限りお願いしております。

そこで、この手引きでは、感染を拡げないための日頃からの注意事項や、陽性確認された時の施設や入所者への対応、重症化防止のための早期治療等について、施設の管理者や職員の方向けにご案内しています。

施設の職員や入所者の陽性が確認されたときに、感染拡大防止のために何をすべきか、入所者の重症化防止のために、どのような治療があるのか、事前に準備できることはあるのか等、いざという時に迅速かつ適切な対応ができるような内容となっております。

県では、施設で陽性者が発生した際、衛生物資の緊急支援、感染拡大防止のゾーニング等の支援、応援職員の派遣、また、入所者の重症化防止のための早期治療の支援、さらには、サービス継続・再開支援のための補助金交付、そして福祉施設従事者向けこころの電話相談など、皆様の負担軽減のためのサポートをさせていただきます。

陽性者が発生しても安心・安全に施設内で療養生活を送れるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

# 感染を拡げない日頃からのケア

## ➤ 「密閉」「密接」「密集」しない！

「窓をあける」「換気をONにする」「大勢で集まるレク・リハをしない」「人と人が距離をあける」ようにしましょう。送迎の車中も気を付けてください。

## ➤ 十分な換気！

換気は1時間に2回以上してください。（2方向の窓を1回数分程度全開にする）  
また、院内の換気設備は常時ONにしてください。

## ➤ マスクは常に着用・咳エチケット等を徹底！

「マスクをつけられる利用者・職員は全員着用する」「マスクを外して会話しない」「マスクをつけていられない人に近づくときはフェイスシールドを着用する」ことを徹底してください。マスク無しの会話をしないよう、食堂・休憩場所・更衣室・喫煙場所の行動にも注意してください。また、布マスクや布エプロンの利用は避け、使い捨ての手袋やガウン・エプロンを着用し、介護ごとに廃棄しましょう。

## ➤ 手洗い・手指の消毒！

「顔（目、鼻、口）を触る前に手洗い・手指消毒」「トイレ後の手洗い・手指消毒」「食事前の手洗い・手指消毒」「ケア前後の手洗い・手指消毒」を実施してください。手洗いは石鹸と流水、消毒は65%以上のアルコールを用います。

## ➤ 毎日の健康確認！

毎日の健康確認を職員と入所者にしてください。「健康確認→熱、鼻水、咳、咽頭痛、食欲不振や下痢もチェック」「体調不良時は出勤・利用を中止」しましょう。

## ➤ 食事は距離をあけて、顔と顔が近くならない！

食事中はマスクを外すため飛沫により感染しやすいので、「会話しない」「つばが飛んでも届かない距離をあける」「換気すること」を徹底しましょう。入所者と職員と一緒に食べるのもやめましょう。

## ➤ レクリエーションは声を出さない、集まらない！

レクリエーションは声を出さないものがおすすめです。マスクをしていてもみんなで声を出すと、細かい飛沫がたくさん発生し、感染リスクが高まります。集合せずに、定位置で行える娯楽を計画しましょう。また、声を出さないレクリエーションも組み入れましょう。

## ➤ 感染が発生した時の予行演習をしましょう！

職員の感染対策、人員配置、衛生物資の確保、施設のゾーニングとその具体的な手順など、事前にシミュレーションを行ってください。なお、必要物資は1日当たりの使用数を事前に把握し、一定数を備蓄しておいてください。

# 日頃からの備え

## 意向確認リストの作成

陽性者発生後、PCR等検査、発生届、治療まで迅速に対応できるよう、事前に入所者及び職員のリストの作成をお願いします。

### □ リスト作成に向けて

#### ▶ 入所者及び職員の基礎情報を確認

氏名、生年月日、住所、基礎疾患、内服薬の確認

※職員は携帯番号の記載をお願いします（陽性後の療養サポートのため）

#### ▶ 入所者に新型コロナウイルス感染症の治療の意向を確認

経口薬・中和抗体薬等

※内服が難しい方は中和抗体薬の意向を確認してください。

#### ▶ 治療薬投与にあたっての患者、ご家族への説明にあたっては以下を参考にしてください。

#### ○ ゼビュディによる治療を受ける患者さん・患者さんのご家族の方へ

（グラクソスミスクライン（株））

[https://gskpro.com/content/dam/global/hcpportal/ja\\_JP/resources/basket/NPJPSTLBN210004.pdf](https://gskpro.com/content/dam/global/hcpportal/ja_JP/resources/basket/NPJPSTLBN210004.pdf)

#### ○ ラゲブリオ®カプセル200mgによる治療を受ける患者さん・そのご家族の方へ

（MSD（株））

[https://www.msconnect.jp/wp-content/uploads/sites/5/2022/01/kanja\\_lagevrio.pdf](https://www.msconnect.jp/wp-content/uploads/sites/5/2022/01/kanja_lagevrio.pdf)

#### ▶ 意向確認リストの様式のほか、必要物資確認票の様式な

どは以下のホームページからご確認ください。

（県HP）

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

# 感染が疑われる者が発生した場合

## まず次の項目を実施してください！

### □ 指定権者等に速やかに連絡

- ▶ 施設内の状況を確認し、次の人数を把握し、指定権者に連絡してください。（職員数、入所者数、うち感染が疑われる者の数）

### □ 主治医やかかりつけ医、協力医療機関等に相談・受診

- ▶ かかりつけ医等に相談・受診できない場合は、「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」(0570-056774)に連絡し、指示を受けてください。
- ▶ 医療体制が整っている施設は看護師等により、施設内でPCR検査等の検体採取を行ってください。  
※ 協力医療機関等の医師指示の下、適切な感染防御をして実施してください。
- ▶ 指示に基づき、速やかにPCR検査等により感染の有無を確認してください。
- ▶ **安易に外出して、医療機関を受診することは避けてください。**

### □ 集団で集まらない

- ▶ 食事は個室で取るか時間を分散してください。
- ▶ レクリエーションは当面中止してください。

### □ ゾーニングの準備（別紙1参照）

- ▶ 施設の図面を用意し、大まかなイメージを作成してください。
- ▶ 検査の結果を確認する前に部屋を移動することは危険です。  
※ 陰性の結果であっても、他のフロアに移動させず、同一フロアでケアを行ってください。数日後に発症する可能性があります。

### □ 必要物資の確認

- ▶ 必要物資確認票(3頁参照)にもとづいて在庫を確認してください。

# 感染が疑われる者が発生した場合の留意点

## ●感染が疑われる者とは

次の症状等がある者で、PCR検査等で陽性等診断が確定するまでの間の者を指します。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状がある者
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（高齢者・基礎疾患がある者については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者）
- ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者

## ●職員の担当を明確化

- ・次の入所者のケアにあたっては、可能な限り職員を担当制にしてください。
  - ①感染が疑われる者、②感染が疑われる者の濃厚接触者、③その他の者
- ・夜勤時など分けることが困難な場合は、入所者ごとの手指衛生・個人防護具の着脱には特段の注意を払ってください。

## ●情報共有

- ・感染が疑われる者、感染が疑われる者の濃厚接触者のリストと部屋の場所を表示し、感染対策をどのように行うのが職員全員にわかるように周知しましょう。
- ・入所者家族と近隣住民への説明と対応・対外的な公表について方針を決め、実施してください。
- ・入所者が外部サービスを利用している施設（有料老人ホームやサービス付高齢者住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）は関係サービス事務所、ケアマネへの連絡を準備してください。
- ・管理者は、職員体制、入所継続している感染が疑われる者・感染が疑われる者の濃厚接触者の状況、その他の入所者の状況、衛生物資の状況等について、適時、指定権者に報告してください。  
(指定権者への報告により、応援職員や衛生物資について、必要な調整、支援を行います。)

## (参考) シミュレーション動画

- ・感染が疑われる者が発生した場合の対応をまとめた動画です。参考にしてください。  
「高齢者施設における新型コロナウイルス感染疑い者発生想定シミュレーション」  
[https://www.youtube.com/watch?v=7Vo\\_74WOBBU](https://www.youtube.com/watch?v=7Vo_74WOBBU)

# 感染拡大を防止するために行うこと

## ● 運営面での留意点

日頃から実施している感染対策の徹底をお願いします。レクリエーションなど共有スペースでの活動は中止し、面会等はお断りしてください。ただし、ご家族との交流は重要なため、オンラインでの面会の実施は引き続きお願いします。

### <清拭・入浴の介助>

- ・要介助者は、入浴ではなく清拭してください。
- ・自立している場合は、入浴可能ですが、複数で入らないようにしてください。

### <食器洗浄>

- ・通常の食器洗浄が熱水を用いているのであれば、問題ありません。
- ・厨房職員は接触感染防止のために手指衛生をお願いします。

### <洗濯>

- ・通常の洗剤で行い、しっかりと乾燥させてください。感染が疑われる者の体液で汚れた衣類・シーツ等を扱う際は手袋とマスクを着用し、手指衛生をお願いします。

### <清掃>

- ・新型コロナウイルスは界面活性剤（掃除用洗剤）・アルコールで不活性化しますので、環境清掃は通常どおりで問題ありません。
- ・感染が疑われる者の部屋の掃除は、ごみの処理と汚れの清掃のみとします。感染性のある期間を過ぎてから、通常清掃を再開しましょう。

### <ごみの処理>

- ・ウイルスは72時間経過すると環境表面では感染性は失われます。密封して3日間経過した後、一般ごみとして廃棄してください。ごみ袋に日付を記入するとよいでしょう。
- ・運搬は通常どおり、保管は屋外を避けて部外者が入らない場所、取り扱う際はマスク・手袋・手指衛生をお願いします。

※介護老人保健施設等「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第一の4の項」に記載の施設は、感染が疑われる者から排出されたごみを感染性廃棄物として処理してください。

## ※必要のない感染対策例

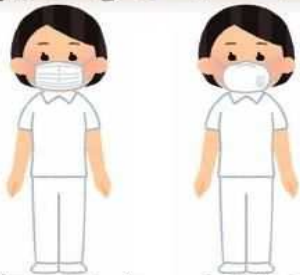
- ▶次亜塩素酸水の使用（加湿器・環境消毒）
  - \*次亜塩素酸水は消毒効果が限定的です。使用は控えてください。
- ▶何度も手すりや机を消毒
  - \*環境は汚染していると考え、環境に触れたら手洗い・手指消毒しましょう。
- ▶足ふきマットや足カバー・ヘアキャップ
  - \*足消毒とカバーは不要です。足を触らないようにしましょう。
  - \*ヘアキャップは不要です。ケア中に頭に触れないでください。



# 個人防護具飛沫接触予防

米国感染症学会からのCOVID-19診療時における

## 通常時PPEの推奨



不織布マスク or N95の着用

エアロゾル発生時はmust



アイプロテクト使用



2重手袋着用不要



シューカバーは不問

Clin Infect Dis. 2021 Nov 15; ciab953. doi.org/10.1093/cid/ciab953

- ・ N95マスクとフェイスシールドを着用してください。
- ・ 手袋は不要、ガウンの着用は任意です。患者ごとに手指衛生を行ってください。
- ・ N95マスクとフェイスシールド(※1)は汚れたら交換するようにしましょう。
- ・ N95(※2)マスクは、自分にきちんとフィットする種類を事前に確認してください。
- ・ エアロゾル(※3)はマスクをしない会話でも発生しますので、入所者がマスクをつけていられない状況ではN95マスクを着用してください。

・ 着脱方法は次の動画を参考にしてください

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzljvxMNIA>

(※1) アルコール消毒して再使用可能

(※2) 使用後は洗わず、

72時間経過後に再利用可能

(※3) 気体中に浮遊する微小な液体または  
個体の粒子と周囲の気体の混合体



# 感染者が発生した場合

## まず次の項目を実施してください！

- **保健所及び指定権者等に速やかに連絡**
  - ▶ 施設内の状況を確認し、次の人数を把握してください。  
(職員数、入所者数、うち感染が疑われる者の数、感染者数)
  - ▶ 日次報告webフォームに情報入力してください。(別紙2参照)
- **職員及び入所者の濃厚接触者特定**
  - ▶ 報告の方法は管轄の保健所の指示に従ってください。
    - ※ 施設で感染者が1例でも確認された場合、行政検査が実施できます。  
(高齢者は重症化しやすく、クラスター発生の影響が大きい)
- **施設内で療養する感染者の健康管理方法等を保健所に相談**
  - ▶ 感染した入所者について次のことを相談してください。  
(入院調整、健康管理方法、保健所へ報告が必要な時の連絡方法、急変時の対応)
- **ゾーニングを行う** (別紙1参照)
  - ▶ 検査結果が判明する前に部屋を移動することは危険です。
    - ※ 感染者以外の利用者は陰性の結果であっても、他のフロアに移動させず、同一フロアでケアを行ってください。数日後に発症する可能性があります。
  - ▶ 施設の図面を用意し、生活空間を次のエリアに区分してください。

< 汚染区域 >

    - 感染者エリア
    - 濃厚接触者エリア
    - 感染が疑われる者エリア

< 清潔区域 >

    - 感染者・濃厚接触者・  
感染が疑われる者がいないエリア

    - ※ 各エリアは、誰が見てもわかるように表示してください。
- **治療に向けた調整 (P12フロー参照)**
  - ▶ 協力医療機関にて治療することができる場合は協力医療機関に相談してください。
  - ▶ 協力医療機関が治療することができない場合は、県の「施設入所者治療調整チーム」にご相談ください。

# 入所者の健康管理

## ●感染者対応

### ① 1日2回、健康状態を確認し、記録する

保健所の指示に従い、感染した入所者の体温、症状、パルスオキシメーターを使用した酸素飽和濃度 (SpO2)の確認をし、記録してください。(22頁参照)

※パルスオキシメーターがない場合は県から貸与します。

### ② 変化があった場合、協力医療機関等に相談する

○ 緊急度の高い症状 ○

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"><li>・顔色が明らかに悪い ※</li><li>・唇が紫色になっている</li><li>・いつもと違う、様子がおかしい ※</li><li>・飲食が全く摂れない</li></ul>
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"><li>・息が荒くなった (呼吸数が多くなった)</li><li>・急に息苦しくなった</li><li>・日常生活の中で少し動くと息があがる</li><li>・胸の痛みがある</li><li>・横になれない・座らないと息ができない</li><li>・肩で息をしている・ゼーゼーしている</li></ul>
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ぼんやりしている (反応が弱い) ※</li><li>・もうろうとしている (返事がない) ※</li><li>・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする</li></ul>

※は、職員がご覧になって判断した場合です。

### ③ 状況に応じて保健所・コロナ119番に相談する

症状や状態に変化があった場合、速やかに配置医や協力医療機関、かかりつけ医に相談してください。感染者の酸素飽和濃度 (SpO2)が93%を下回り、協力医療機関等が入院の必要性があると判断した場合は、神奈川県コロナ119番(23頁参照)に連絡してください。



左の写真の場合  
SpO2の数値は  
98%

# 入所者の健康管理

## ●感染者以外の入所者対応

### ・健康状態を確認する

濃厚接触者・感染の疑いがある者・その他の者の健康状態を確認ください。

発熱や咳・呼吸が苦しいなどの症状が現れた場合は、速やかに協力医療機関等へ受診し、新型コロナウイルスの検査をご検討ください。

## ●急変時の入所者対応

### <事前に確認しておくべきこと>

急変時にどこまでの医療やケアを希望するか（蘇生行為、人工呼吸器装着など）、その対応について、陽性確認された入所者やそのご家族等との間で、あらかじめ話し合いを行ってください。

### <容体が急変した場合の対応>

新型コロナウイルスに感染し、亡くなられることも想定されるため、施設で看取りを行う場合は協力医療機関等に死亡診断の依頼を行う、対応できる葬儀社を確認しておくなどの事前準備を行ってください。

# 治療薬の検討（経口抗ウイルス薬、中和抗体薬）

## 施設内のコロナ陽性高齢者に 抗ウイルス薬・中和抗体薬を！

新型コロナウイルス感染症に感染した患者に抗ウイルス薬・中和抗体薬を投与した場合、重症化を抑制する効果が見られることが分かっています。対象となる方へ、診断時ご治療を検討くださいお願いします。

施設で投薬  
又は 点滴を

陽性が判明した  
すべての入所者に

### 飲み薬を服用できる入所者への治療



経口抗ウイルス薬  
**ラゲブリオ**  
(モルヌピラビル)

1日2回5日間投与します

#### <特徴>

- ・ ウイルスの増殖を抑える飲み薬
- ・ カプセルが大きいことにご注意(長さ約2cm)
- ・ 1回4カプセル内服
- ・ 投与前に本人の同意が必要(代理可)

**61**歳以上の方であれば投与可能

### 飲み薬を服用できない入所者への点滴治療



中和抗体薬  
**ゼビュディ**  
(ソトロピマブ)

投与1回、投与後24時間の健康観察が必要です

#### <特徴>

- ・ 体内に抗体を注入することで、細胞へのウイルスの侵入を防止する点滴薬
- ・ 重篤な副作用は少ない(0.062%)

（オミクロン株/BA.2に対し中和活性の低下が指摘されていますが、現時点で臨床効果の低下が明確に示されてはおりませんので、治療法の選択肢として位置付けています。

**55**歳以上の方であれば投与可能

いずれの治療も陽性判明から**1～2**日後に実施します

# 経口抗ウイルス薬又は中和抗体薬投与に係る対応フロー

## ★ 事前に準備しておくこと



### 治療に対する意向確認リストの作成

施設で陽性者が発生した場合に迅速に対応するため、入所者やそのご家族に意向を確認し、施設が連携している医療機関等から投薬に係る説明を受けた上で「**新型コロナウイルス治療薬意向確認リスト**」を作成する。

## ★ 施設内で陽性者が発生したときにやること



県(クラスター対策班及び施設入所者治療調整チーム)・市との調整

1



(県所管域の場合)

「**クラスター日次報告webフォーム**」の入力  
陽性者の発生を報告(陽性者は入所者だけでなく職員の場合も入力)

(保健所設置市の場合)

報告方法はそれぞれ管轄の保健所に問合せください。

※1と2は順番が前後する場合があります

2



クラスター対策班との連絡調整

クラスター対策班から入電。適宜連絡調整をする。

県が手配する医療機関が治療を行う場合

連携医師等が治療を行う場合



3-1

施設入所者治療調整チームとの連絡調整

県の施設入所者治療調整チームへ架電(045-285-0525)し、今後の流れ等を確認する。

3

連携医師等との調整

連携医師等に報告。事前に準備した「**意向確認リスト**」から感染者を抽出して、連携医師等へ提出する。連携医師等による治療方法の選択。



3-2

県が手配する医療機関との連絡調整

県が手配する医療機関の医師に報告。事前に準備した「**意向確認リスト**」から感染者を抽出して、県が手配する医療機関の医師へ提出する。県が手配する医療機関の医師による治療方法の選択。

即日～翌日

即日～翌日

中和抗体薬投与の場合

経口抗ウイルス薬投与の場合

4

連携医師等又は県が手配する医療機関が投与開始

連携医師等又は県が手配する医療機関が施設で投与開始。投与後1時間は連携医師等が経過観察をする。

4

連携医師等又は県が手配する医療機関が投与開始

連携医師等又は県が手配する医療機関が、施設又はオンライン等で診療を行い、その場で投与開始、又は、医師が処方箋等を対応薬局へ送付し、薬局が施設に配送し投与開始。

5

投与後の対応

投与後24時間以内に副作用や状態悪化を確認した場合は、すぐに連携医師等又は県が手配する医療機関に連絡をする。

※県が手配する医療機関の場合  
連絡先は事前に伝達  
繋がらない場合は  
施設入所者治療調整チームへ連絡  
(045-285-0525) (平日9:00～17:00)

5

投与後の対応

連携医師等、県が手配する医療機関又は薬局において定期的なフォローアップを行う。



保健所(県所管含む)との調整

1

保健所に速やかに連絡



施設内の状況を確認し、次の人数を把握する  
→職員数、入所者数、うち感染が疑われる者の数、感染者数

2

職員及び入所者のPCR検査の計画を相談



職員及び入所者のリストを提出。施設で感染者が1例でも確認されたら行政検査が可能。

3

濃厚接触者の特定、PCR検査実施



保健所の指示に従い、対象者の行政検査を進める。

4

施設内で療養する感染者等の管理方法を相談、決定



感染者について、次のことを相談した上で個々に対応する。

【対応事項】

入院調整、健康管理方法、保健所への連絡方法、急変時の対応

<参考：中和抗体療法について>

陽性者の重症化を予防するために投与します。

- ・連携医師等又は県が手配する医療機関が30分～1時間の点滴を施設で行います。
  - ・まれに副反応(発熱や悪寒、蕁麻疹)が出ます。
  - ・投与当日のSPO<sub>2</sub>が95%以下の場合には治療が受けられません(当日県が手配する医療機関が計測します)
- ※詳しくは医師による説明があります

# 療養のおおまかな流れ

## 1) PCR検査実施

PCR検査を受けた方のうち、陽性で、軽症の方は施設内療養の可能性があるため、基礎疾患の状況など協力医療機関等と療養にあたって必要な情報を確認してください。

## 2) 入所施設待機・療養準備

PCR検査結果が出るまでの間に、施設の感染対策と療養者への準備をお願いいたします。

## 3) 結果通知、療養先への移動

医療機関または保健所が検査結果を連絡します。  
陽性と判明した場合は、保健所より、療養に関するご案内のお電話をいたします。

## 4) 療養中

療養期間中は外出をせずに入所施設で過ごしていただきます。療養期間中は注意事項や生活上のさまざまな制約もございます。また毎日の健康状態の報告をしていただきます。

## 5) 療養終了

療養は、有症状と無症状で期間が異なります。有症状の方は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過するまで、無症状の方は、検体採取日から7日間経過するまでとしています。ただし、療養中に新たに症状を呈した場合は、発症日を有症状0日目とし、「有症状患者」の療養期間が適用となります。なお、「治癒証明書」は発行できませんが、希望に応じて「療養証明書」の発行は可能です。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
有症状	発症日	療養・外出自粛										解除
無症状	検体採取日	療養・外出自粛 (※発症時は有症状0日目に移行)							解除	検温など 自身で 健康状態の 確認等		

※ 療養終了後の方とまだ終了していない方を同室にしても、再感染の可能性は低いので大丈夫です。

# 濃厚接触者の待機時間

濃厚接触者の分類	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
すべての濃厚接触者 (社会機能維持者含む) 	最終接触	不要不急の 外出自粛							解除
		キット	不要不急の 外出自粛			検査	検査	解除	
勤務を続ける 一部の施設従事者*1 	最終接触	キット	検査	検査	検査	検査	検査	解除	検温等自身で 健康状態の確認 ほか*2
勤務を続ける 医療従事者 (ワクチン接種歴あり) 	最終接触	PCR	検査	検査	検査	検査	検査	解除	
		キット	検査	検査	検査	検査	検査	解除	

(検査は原則自費検査とする。施設や医療機関等の従事者については、事業主が主体となって検査体制を確保する)

\*1 高齢者・障害児者施設、医療機関、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブの従事者を指す

\*2 そのほか、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める

※ウイルスの特性により変更となる場合がありますので、最新の情報は県や厚生労働省のホームページで確認してください。



# 県の支援策

## ①衛生用品の緊急支援

マスク、消毒液、フェイスシールド、防護服等の衛生用品が不足する場合に緊急配布します。

## ②クラスター対策チームによる拡大防止支援

新型コロナウイルス感染症のクラスター対策チーム（C-CAT）が、調査、感染拡大防止指導を行います。

## ③応援職員の派遣

感染発生により、職員不足によって福祉サービス維持が困難な場合、応援職員の派遣調整や短期雇用人材の紹介をします。

※ 応援派遣や雇用に伴う経費等への支援あり

## ④サービス提供体制確保事業費補助

感染者・濃厚接触者対応に伴う経費への支援

（危険手当・施設内療養費（一人当たり15万円まで）含む）

※ 事務所・定員あたりの補助基準額まで

※ 施設内療養費について支給される場合があります。

## ①～④の連絡先

【①・③・④】▷ 介護老人福祉施設、短期入所、養護、軽費について

高齢福祉課福祉施設グループ 045-210-4851

▷ 介護老人保健施設、介護医療院、多機能型、居住系について

高齢福祉課保健・居住施設グループ 045-210-4856

※ 政令市、中核市については、市を通じてご連絡ください。

【②】▷ 保健所の要請に応じて、訪問させていただきます。

## 感染が疑われる者が発生した場合にかかりつけ医等での相談受診できない場合

- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（個別にお知らせします）

## 感染者の体調悪化・急変等による緊急相談窓口

- 神奈川県コロナ119番（個別にお知らせします）

## 治療薬等に関する県への問合せフォーム（医療危機対策本部室感染症対策企画グループ）

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadeea9ec844a29e29d6e>

# 保健所一覧

現在、各保健所には電話が集中しており、つながりにくい場合がございます。ご理解よろしくお願ひします。

お住いの市区町村	機関名	電話	
横浜市	鶴見区	鶴見福祉保健センター	045-510-1832
	神奈川区	神奈川福祉保健センター	045-411-7138
	西区	西福祉保健センター	045-320-8439
	中区	中福祉保健センター	045-224-8332
	南区	南福祉保健センター	045-341-1185
	港南区	港南福祉保健センター	045-847-8438
	保土ヶ谷区	保土ヶ谷福祉保健センター	045-334-6345
	旭区	旭福祉保健センター	045-954-6146
	磯子区	磯子福祉保健センター	045-750-2445
	金沢区	金沢福祉保健センター	045-788-7840
	港北区	港北福祉保健センター	045-540-2362
	緑区	緑福祉保健センター	045-930-2357
	青葉区	青葉福祉保健センター	045-978-2438
	都筑区	都筑福祉保健センター	045-948-2350
	戸塚区	戸塚福祉保健センター	045-866-8426
	栄区	栄福祉保健センター	045-894-6964
	泉区	泉福祉保健センター	045-800-2445
瀬谷区	瀬谷福祉保健センター	045-367-5744	
川崎市	川崎区	川崎区役所地域みまもり支援センター	044-201-3223
	幸区	幸区役所地域みまもり支援センター	044-556-6682
	中原区	中原区役所地域みまもり支援センター	044-744-3280
	高津区	高津区役所地域みまもり支援センター	044-861-3321
	宮前区	宮前区役所地域みまもり支援センター	044-856-3265
	多摩区	多摩区役所地域みまもり支援センター	044-935-3310
	麻生区	麻生区役所地域みまもり支援センター	044-965-5163
相模原市	相模原市保健所	042-769-8260	
横須賀市	横須賀市保健所	046-822-4300	
藤沢市	藤沢市保健所	0466-25-1111	
茅ヶ崎市・寒川町	茅ヶ崎市保健所	0467-85-1171	
平塚市・大磯町・二宮町	平塚保健福祉事務所	0463-32-0130	
秦野市・伊勢原市	平塚保健福祉事務所 秦野センター	0463-82-1428	
鎌倉市・逗子市・葉山町	鎌倉保健福祉事務所	0467-24-3900	
三浦市	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	046-882-6811	
小田原市・箱根町・真鶴町 湯河原町	小田原保健福祉事務所	0465-32-8000	
南足柄市・中井町・大井町 松田町・山北町・開成町	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	0465-83-5111	
厚木市・海老名市・座間市 愛川町・清川村	厚木保健福祉事務所	046-224-1111	
大和市・綾瀬市	厚木保健福祉事務所 大和センター	046-261-2948	

# 福祉施設従事者向けこころの電話相談



## 新型コロナウイルス感染症患者に 対応されている 医療機関・福祉施設の皆さまへ



～県内医療機関・福祉施設従事者向け  
こころの電話相談を行っております～

**受付時間 平日 13:00～21:00 (最終受付 20時45分)**

**医療機関・福祉施設従事者 専用こころの相談電話**

**☎03-6276-0491**

### お電話をお待ちしております

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症とその疑似症の患者の発生が続く中、最前線の医療機関で働いておられる方と、感染者の対応をされている福祉施設の方への電話相談窓口を設置いたしました。今回の感染症との戦いで大変重要な役割を担い、日々ストレス状態に置かれている皆さまのこころの相談をお受けいたします。

※新型コロナウイルス感染症の症状・対策等についての相談先ではありません。

○神奈川県内で働いておられる方、お住まいの方が対象となります(職種は問いません)。

○相談は、専門の相談員がお受けいたします。プライバシーは守りますので、安心してお話しください。



<問合せ先>

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課  
精神保健医療グループ  
045-210-4727

## 治療に関すること

神奈川県 施設入所者治療調整チーム

**045-285-0525**

## 施設内の感染症対策に関すること

神奈川県 医療危機対策本部室 クラスター対策班

**045-285-0657**

## 高齢者施設に関すること

神奈川県福祉 高齢福祉課

- ・介護老人福祉施設、短期入所、養護、軽費について  
(高齢福祉課福祉施設グループ)

**045-210-4851**

- ・介護老人保健施設、介護医療院、多機能型、居住系について  
(高齢福祉課保健・居住施設グループ)

**045-210-4856**